

## 東日本大震災から7年目を迎えるにあたって【会長声明】

宮城県司法書士会では、東日本大震災後、当会運営の県内8ヶ所の相談センター（気仙沼、南三陸、女川、石巻、大崎、仙台、山元、大河原）において、被災された方々の相談を始め県民の皆様の様々な法律相談を受けて参りました。

東日本大震災直後は、権利証など大事な書類が津波で流されてしまったとの相談や生活困りごとの相談が多かったのですが、今では、震災に直接起因する相談は少なくなっています。また、宮城県の公表するデータによりますと、応急仮設住宅に入居している方は22,427名（前年2月公表45,573名）で、災害公営住宅の建設完了は81パーセントでありますので（復興の進捗状況平成29年2月11日版）、被災された方々で新しい生活を始めている方々は多く、震災に直接起因する生活困りごとはある程度解決していると思われま

しかし、これまでの物心両面での各種支援が細っている現状の中で、災害公営住宅に住むことによる家賃支払いや新居を購入したことによるローン返済など、被災者の方にとって負担が過重になっていくことが懸念されます。現実には、こういった不安があるために仮設住宅から出るに出られない方がいると思われま

宮城県司法書士会では、震災後7年目を迎えるにあたって、「生きていく」ことを支えていく活動をしていきます。具体的には、被災された方々が相談をよりしやすいよう、会員が仮設住宅や災害公営住宅に出向いて相談を受ける活動を行う予定です。

復興を成し遂げられた人、また復興を成し遂げられた方々の陰でなかなか復興できないでいる方がおられるということを常に認識しながら、司法書士会は、復興が成し遂げられるまで県民の皆様に役立っていくという決意をここに表明する次第です。

平成29年3月11日

宮城県司法書士会

会 長 齋 藤 利 美